

# 山口県報

平成17年  
12月16日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
山口県フラワーランド条例の施行期日を定める規則(生産流通課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	五
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	五
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	六
公告	七
国土調査の成果の認証(地域政策課)	七
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	七
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	八
土地改良区役員の届出(農村整備課)	八
県管柳井大島地区広域管農団地農道整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	八
林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課)	八
公安委公告	九
一般競争入札の実施	九

山口県フラワーランド条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四百五十五号

山口県フラワーランド条例の施行期日を定める規則

山口県フラワーランド条例(平成十七年山口県条例第五十号)の施行期日は、平成十八年四月二十一日とする。

### 山口県告示第六百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町町民課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三新化学工業株式会社

住 所 柳井市柳井一五〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 三新化学工業株式会社平生工場

所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三一番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

総合排水処理施設	凝集沈殿処理施設			種 類	項 目	汚 水		等 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理前	処理後	処理前			通 常	最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質濃度 (mg/l)	
	"	"	七							
	"	"	八、六							
	九六〇	一、一五八	一、二二七							
	一、〇五〇	一、二四〇	一、二六〇							
	"	四〇	六〇							
	"	五〇	九〇							
	"	"	検出せず							
	"	五〇	二〇〇							
	"	一〇〇	三〇〇							
	"	"	検出せず							
	"	"	検出せず							
	二、〇二〇	"	一、六八六							
	二、三三〇	"	一、八五〇							

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	使用時間	概 季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
凝集沈殿処理施設	鋼 板 製	二、四〇〇	凝 集 沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	( 既 )		
総合排水処理施設	コンクリート製・鋼板製	"	活 性 汚 泥 ・ 吸 着 ・ 沈 殿	"	"	"			

(二) 汚水等の処理施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質濃度 (mg/l)		室 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	燃 料 (mg/l)		
三五-I	七	八、六	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇	二〇	四〇〇	六〇〇	五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	工 事 着 手 予 定		工 事 完 成 予 定		使 用 開 始 予 定		使 用 時 間 隔		一 日 当 た り の 使 用 時 間		季 節 的 変 動 の 概 要	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	変 動 な し				
三五-I	五	平成一八、一〇	平成一八、三〇	平成一八、三〇	平成一八、三〇	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	変 動 な し	変 動 な し	変 動 な し	変 動 な し	変 動 な し

備考 「三五-I」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十五号の有機ゴミ薬品製造業の用に供する蒸りゆう施設をいう。

処理後	"	"	一八〇	一三三六	三〇	四〇	"	"	"	二	四	"	"
-----	---	---	-----	------	----	----	---	---	---	---	---	---	---

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )						
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)					
七	八、六	通 常	一八〇	通 常	三〇	通 常	二	通 常	二、〇二〇	最 大	二、三三〇	
		最 大	一三三六	最 大	四〇	最 大	二	最 大				

山口県告示第六百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三井武田ケミカル株式会社  
住 所 東京都港区東新橋一丁目五番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三井武田ケミカル株式会社徳山工場  
所在地 周南市徳山港町三番一号
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設  
変更しようとする事項の内容
- 四 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。



No. 1 排水口	変更前	変更後
	七	〇・三
八・五	〇・五	
二・一六二五九五	〇・一	
一六・九	〇・二	
五	二・一〇〇〇	
一〇	二・一〇〇〇	
二	〇・三	
〇・九六	〇・五	
二・一	〇・一	
〇・〇四	〇・二	
〇・〇四	〇・二	
〇・〇四	〇・二	
〇・〇四	〇・二	
〇・〇四	〇・二	

**山口県告示第六百六十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年十二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 津和野田万川線  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備 考
	新	旧		
萩市大字下小川字下田原一〇一の一地先から同市大字上田万字森畑四九〇の二地先まで	最狭 一六・一 最広 四五・〇	最狭 三・四 最広 七・二	七〇六・〇	道路改良工事の完了による。

**山口県告示第六百六十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年十二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
津和野田万川線	萩市大字下小川字下田原一〇一の一地先から同市大字上田万字森畑四九〇の二地先まで	平成十七年十二月十七日

**山口県告示第六百六十二号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年十二月十六日

柳井港湾管理者  
山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域  
(一) 位置

柳井市伊保庄字亀嶋五二九二の九に沿接する堤から同市伊保庄字赤石四一七八の五に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から57の地点までを順次結んだ線及び1の地点と57の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L. + 三・〇八メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 柳井市伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分三三・三八六秒東経一三二度〇七分三〇・二〇三秒) から三三三度二六分三四秒七四〇・八四メートルの地点

- 2の地点 1の地点から七九度一三分五〇秒一六・六四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三四九度一八分〇八秒一〇五・四七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三四九度〇四分二〇秒一・七九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三九度三三分二〇秒一・四三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三三九度三三分二〇秒一・四一メートルの地点

40の地点	39の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
39の地点	38の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
38の地点	37の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
37の地点	36の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
36の地点	35の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
35の地点	34の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
34の地点	33の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
33の地点	32の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
32の地点	31の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
31の地点	30の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
30の地点	29の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
29の地点	28の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
28の地点	27の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
27の地点	26の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
26の地点	25の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
25の地点	24の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
24の地点	23の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
23の地点	22の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
22の地点	21の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
21の地点	20の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
20の地点	19の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
19の地点	18の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
18の地点	17の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
17の地点	16の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
16の地点	15の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
15の地点	14の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
14の地点	13の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
13の地点	12の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
12の地点	11の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
11の地点	10の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
10の地点	9の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
9の地点	8の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
8の地点	7の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
7の地点	6の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点

41の地点	40の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
42の地点	41の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
43の地点	42の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
44の地点	43の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
45の地点	44の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
46の地点	45の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
47の地点	46の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
48の地点	47の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
49の地点	48の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
50の地点	49の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
51の地点	50の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
52の地点	51の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
53の地点	52の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
54の地点	53の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
55の地点	54の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
56の地点	55の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点
57の地点	56の地点から三三三度四分三七秒二・六二メートルの地点

(三) 面積

七、九三二・七三平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十三年八月十日 指令港湾第七号の四

三 関係図書を閲覧できる市町村

柳井市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十七年十二月八日

山口県告示第六百六十三号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の2中「大竹信用金庫 広島県大竹市新町一丁目五番五号」を「広島信用金庫 広島市中区富士見町三番一五号」に改める。



(六七三) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	平成十五年五月十九日から平成十六年十二月二十二日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	西深川の一部

二 認証年月日

平成十七年十二月十六日

(六七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口カウンセリング協会

代表者の氏名 園田 俊司

主たる事務所の所在地 宇部市大字西岐波一八八番地の二二

三 定款に記載された目的

日常生活及び職場で心の悩みを抱えている人、引きこもり、不登校、出社拒否、進路の悩み、育児の悩み、いじめ、うつ病、摂食障害、介護の悩み、不眠症、夫婦問題、DV(家庭内暴力)、心身症、神経症等の悩みを持っている人及び虐待で助けが必要な子どもに対して、心理カウンセリング及び生活支援を行うとともに、心の悩みの講演会及び心理カウンセラー養成のためのスクールを開催し、もって社会教育の推進及び普及並びに地域福祉に寄与すること。

(六七五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 市民活動さぽーとねっと

代表者の氏名 於土井豊昭

主たる事務所の所在地 防府市大字伊佐江八五九番地の二一

三 定款に記載された目的

防府市を中心として、市民活動等を行っている個人及び団体並びにその活動の支援及び振興を図るものに対して、学習会の開催、人材の発掘及び養成、情報の収集及び発信、情報交換及びネットワークの支援、相談、活動拠点の整備、協働体制の整備等市民活動の振興に関する事業を行うことにより、市民活動の振興及び発展を図り、もって安全で明るく住みよい地域社会の発展に寄与すること。

(六七六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年二月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人アス・ライフサポート  
 代表者の氏名 藤田 英二  
 主たる事務所の所在地 山口市大市町三番二二号

(六七七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
秋芳町土地改良区	理 事	後藤 治彦	美祢郡秋芳町大字岩永本郷二四二二

(六七八) 県営柳井大畠地区広域営農団地農道整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営柳井大畠地区広域営農団地農道整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営柳井大畠地区広域営農団地農道整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年十二月十九日から平成十八年一月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六七九) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
五	津島 陽 玖珂郡周東町大字下須通四七六	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ。
六	岡田喜美子 〇二二	大字瀬越一五	"
一二六	平田キミエ 〇二二	美祢郡美東町大字大田二一	"
三二一	山本 民雄 熊毛郡田布施町大字下田布施二七二五	種穂の採取、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	"
三二二	山根 愛助 〇三三二四	"	"
三六四	神田 一男 周南市大字鹿野上三三三三	"	"
七三一	山根 経吉 大島郡周防大島町大字東三蒲一三三二の三	"	"
七三二	中村 一久 一五六五	"	"
八三四	原田 早苗 玖珂郡玖珂町四四六の一	"	"
八八九	河窪 正義 一	周東町大字差川一七	"



九二六	陶山 好子	九三〇	今井 益人	九五一	河本 果	九七二	岡原 恵子	九九五	河永 和江	一〇〇〇	藤本 正文	一〇〇一	藤川 倬	一〇〇三	藤井 信	一〇〇四	木村 成夫	一〇〇五	河本 宗好	一〇四三	浜本 彦一	一〇四四	河本 守	一〇八三	三好 清	一〇九八	橋本 更子	一一一五	弘末 種男	一一二三	菊本 一義	一一三八	田坂 勲		
九三〇	九三〇	七〇〇	七〇〇	六二二	六二二	二二一	二二一	二二一	二二一	八一	八一	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	三九五	一八六	一八六	六五六	六五六	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五
大字瀬越一三	大字差川五九	大字祖生三五	大字祖生三五	大字祖生三五	大字祖生三五	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一	大島郡周防大島町大字東屋代一九二六の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる物品の借入れ
  - (二) 物品の名称及び数量
  - (三) 交通管制センター中央処理装置 一式
  - (四) 物品の特質等
  - (五) 入札説明書及び仕様書による。
  - (六) 使用期間
  - (七) 平成十八年三月一日から同月三十一日までの間
  - (八) 使用場所
  - (九) 山口県警察本部交通部交通規制課交通管制センター
- 二 入札参加資格
  - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
  - (一) 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
  - (一) 山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (一) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

## (二) 受領期限

平成十八年一月十七日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十八年一月十八日午後一時）

## 六 入札を執行する場所及び日時

## (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

## (二) 日時

平成十八年一月十八日午後一時

## 七 入札保証金

免除する。

## 八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## (一) 入札参加資格のない者がした入札

## (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

## (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 十 その他

## (一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

## (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (三) 契約書の作成の要否

要

## (四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。  
(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課（電話〇八三一九三三〇一〇内線五二六三）に問い合わせる。

## 十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: Central Computer System of Traffic Control Center, 1 set
- (3) Use term: 1 March 2006 to 31 March 2006
- (4) Use place: Traffic Control Center, Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi-shi (TEL 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. 17 January 2006 (In case of bringing a tender: 1:00 P.M. 18 January 2006)

平成十七年十二月十六日印刷  
平成十七年十二月十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）